

リサイクル対策に関する政策評価書  
～循環型社会の形成を目指して～  
(要 旨)

平成 19 年 8 月

総 務 省

# 目 次

第1	評価の対象とした政策等	頁
1	評価の対象とした政策	1
2	評価を担当した部局及びこれを実施した時期	1
3	評価の観点	2
4	政策効果の把握の手法	2
5	学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	3
6	政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報	3
第2	政策の概要	
1	政策の背景事情	4
2	政策の体系	4
第3	政策効果の把握の結果	
1	循環型社会形成推進政策の効果の発現状況	8
(1)	政策効果の評価の視点	8
(2)	天然資源の消費抑制の目標の達成状況	8
(3)	環境負荷の低減の目標の達成状況	9
2	循環型社会形成推進政策の推進の現況	10
(1)	循環型社会形成推進基本法に基づく施策の現況	10
(2)	廃棄物処理法に基づく施策の現況	11
(3)	資源有効利用促進法に基づく施策の現況	15
(4)	容器包装リサイクル法に基づく施策の現況	18
(5)	家電リサイクル法に基づく施策の現況	22
(6)	食品リサイクル法に基づく施策の現況	25
(7)	建設リサイクル法に基づく施策の現況	26
(8)	自動車リサイクル法に基づく施策の現況	28
(9)	グリーン購入法に基づく施策の現況	29
3	循環型社会の形成に関する費用分析	31
4	循環型社会形成推進政策に関する最近の動向	32
第4	評価の結果及び意見	34
	「リサイクル対策に関する政策評価」結果(概要)	43

# 第 1 評価の対象とした政策等

## 1 評価の対象とした政策

本評価において対象とした政策は、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号。以下「循環基本法」という。）を始めとする循環型社会の形成に関する各法律及び循環型社会形成推進基本計画（平成 15 年 3 月 14 日閣議決定。以下「循環基本計画」という。）に基づき、総合的かつ計画的に推進することとされている政策（以下第 1 において「循環型社会形成推進政策」という。）である。

循環型社会形成推進政策とは、具体的には、循環基本計画に掲げられた循環型社会の形成のための各種施策並びに 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。） 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下「資源有効利用促進法」という。）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。） 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。） 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。） 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。） 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律 87 号。以下「自動車リサイクル法」という。）及び 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）に基づく各種施策である。

## 2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官（農林水産、環境担当）

平成 17 年 12 月から 19 年 8 月まで

（実地調査担当部局）

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所 18 事務所（青森、岩手、福島、栃木、群馬、東京、神奈川、長野、石川、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、徳島、佐賀、長崎、大分、宮崎）

（実地調査期間）

平成 18 年 4 月から 7 月まで

### 3 評価の観点

本評価は、循環基本法等及び循環基本計画に基づき、総合的かつ計画的に推進することとされている循環型社会形成推進政策について、関係行政機関による各種施策が総体としてどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

### 4 政策効果の把握の手法

本評価においては、循環型社会形成推進政策を調査対象とし、関係行政機関、関係団体等から、各種施策の実施による廃棄物等(注)の発生抑制 (Reduce : リデュース) 循環資源 (廃棄物等のうち有用なもの) の再使用 (Reuse : リユース) 及び再生利用 (Recycle : リサイクル) のいわゆる 3 R 対策の取組の進展並びに廃棄物等の適正処分の確保の状況を把握するため、資料収集及びヒアリングを行うとともに、政策効果の発現状況等を把握するため、主として次のような評価指標により、可能な限り定量的に測定及び分析を行った。

(注) 「廃棄物等」は、廃棄物処理法の廃棄物及び一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品

- (1) 政策効果の発現状況を把握するため、政策目標とされている天然資源の消費抑制及び環境への負荷(注)の低減の状況について、循環基本計画において設定されている数値目標の達成度合い等を測定・分析

(注) 環境への負荷：人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの

- (2) 循環型社会を実現するための手段・方法の一つである廃棄物等の発生抑制(リデュース)について、その取組の進展状況を把握するため、法(循環基本法、廃棄物処理法、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法及び自動車リサイクル法。下記(3)ないし(5)において同じ。)及び循環基本計画において設定されている数値目標の達成度合い又は法施行前後の廃棄物の排出量の時系列変化等を測定・分析

- (3) 循環型社会を実現するための手段・方法の一つである循環資源の再使用(リユース)について、その取組の進展状況を把握するため、法施行前後の再使用量の時系列変化等を測定・分析

- (4) 循環型社会を実現するための手段・方法の一つである循環資源の再生利用(リサイクル)について、その進展状況を把握するため、法及び循環基本計画において設定されている数値目標の達成度合い又は法施行前後の再生利用量及び再生利用率の時系列変化等を測定・分析
- (5) 循環型社会を実現するための手段・方法の一つである廃棄物等の適正処分について、その確保状況を把握するため、法施行前後の不適正な処分量の時系列変化等を測定・分析
- (6) 循環型社会形成推進政策に関して、効率性の観点から、市町村のごみ処理事業を対象に費用分析

## 5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

### (1) 政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）

本評価の企画立案及び政策評価書の取りまとめに当たっては、政策評価・独立行政法人評価委員会の下に置かれる政策評価分科会の審議に付し、本評価の全般に係る意見を得た。

平成 17 年 11 月 30 日（水）：政策評価計画

平成 18 年 11 月 30 日（木）：調査の状況（政策評価の方向性）

なお、上記分科会の議事要旨及び議事録については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku-hyoukai\\_inkai\\_f.htm](http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku-hyoukai_inkai_f.htm))を参照のこと。

### (2) 「リサイクル対策に関する政策評価」に係る研究会

本評価において対象とした政策の関係分野における学識経験者から成る研究会を平成 17 年 9 月に発足させ、政策評価計画及び実施計画の作成並びに政策評価書の取りまとめに当たって、意見を求め、助言を得た（4 回開催）。

## 6 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報

当省において関係行政機関等を対象に実施した調査の結果のほか、関係行政機関等が把握している資料を使用した。

## 第2 政策の概要

### 1 政策の背景事情

人類が20世紀に入って高度に展開させてきた活動様式、すなわち大量生産・大量消費型の経済社会活動は、私たちに大きな恩恵をもたらす一方で、大量廃棄型の社会として健全な物質循環を阻害するという側面も有している。我が国においては、毎年、4億5,000万tを超える膨大な量の廃棄物が発生するとともに、廃棄物等の多様化に伴う処理の困難化や不適正な処理による環境負荷の高まりの顕在化に加え、最終処分場（埋立場）の残余容量のひっ迫など深刻な状況が続いている。

一方、我が国の物質フロー（ものの流れ）の全体状況を概観すると、平成12年度においては、約21.3億tの総物質投入量（経済社会に投入される資源の全体量）に対し、その約3割に当たる約6億tが廃棄物等の形態で環境中に排出されている。他方、循環利用量（再使用及び再生利用される資源の量）は約2.2億tと総物質投入量の1割に過ぎない。

このような状況に対応するため、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、健全な物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される「循環型社会」を形成するため、平成12年6月に循環基本法が制定され、13年1月に完全施行された。

### 2 政策の体系

#### 循環基本法の制定及び循環基本計画の策定

循環基本法は、環境基本法（平成5年法律第91号）の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

循環基本法では、目指すべき「循環型社会」について、第一に製品等が廃棄物等となることの抑制を図ること、第二に発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」としてとらえ直し、その適正な循環的な利用（再使用、再生利用又は熱回収）を図ること、第三に循環的な利用が行われないものについては適正な処分を徹底することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会であると定義されている。

循環基本計画には、循環型社会の形成のための数値目標として、平成22年度を目標年次として、循環型社会の達成度合いを把握するための物質フロー（マテリ

アル・フロー)に関するマクロの指標と、循環型社会の形成に向けた各主体の施策・取組を測るためのミクロの指標が設定されており、関係行政機関等において、これらの目標の達成を図ることとされている。

#### 循環型社会の形成に関する個別法の制定又は改正

循環型社会の形成に向けた取組を実効あるものにするため、関連する一般的枠組み法及び個別物品の特性に応じた規制法として、下記の8つの法律が制定又は改正され、国、地方公共団体、事業者及び国民は、これら関係法令の下で、廃棄物等の発生抑制(リデュース)、循環資源の再使用(リユース)及び再生利用(リサイクル)のいわゆる3R対策の取組並びに廃棄物等の適正処分を推進し、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会の構築を目指すこととされている。

#### 【一般的枠組み法】

##### 廃棄物処理法(平成16年4月改正施行)

廃棄物処理法は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

##### 資源有効利用促進法(平成12年6月再生資源利用促進法の全面改正。13年4月施行)

資源有効利用促進法は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等(注)及び副産物(注)が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

(注)「使用済物品等」及び「副産物」については、61ページの(注1)及び(注2)参照

#### 【個別物品の特性に応じた規制法】

##### 容器包装リサイクル法(平成12年4月完全施行)

容器包装リサイクル法は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保

全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

#### 家電リサイクル法（平成 13 年 4 月完全施行）

家電リサイクル法は、特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物（注）の収集及び運搬並びに再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

（注）「特定家庭用機器廃棄物」については、118 ページの 及び 参照

#### 食品リサイクル法（平成 13 年 5 月完全施行）

食品リサイクル法は、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

#### 建設リサイクル法（平成 14 年 5 月完全施行）

建設リサイクル法は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

#### 自動車リサイクル法（平成 17 年 1 月完全施行）

自動車リサイクル法は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

#### グリーン購入法（平成 13 年 4 月完全施行）

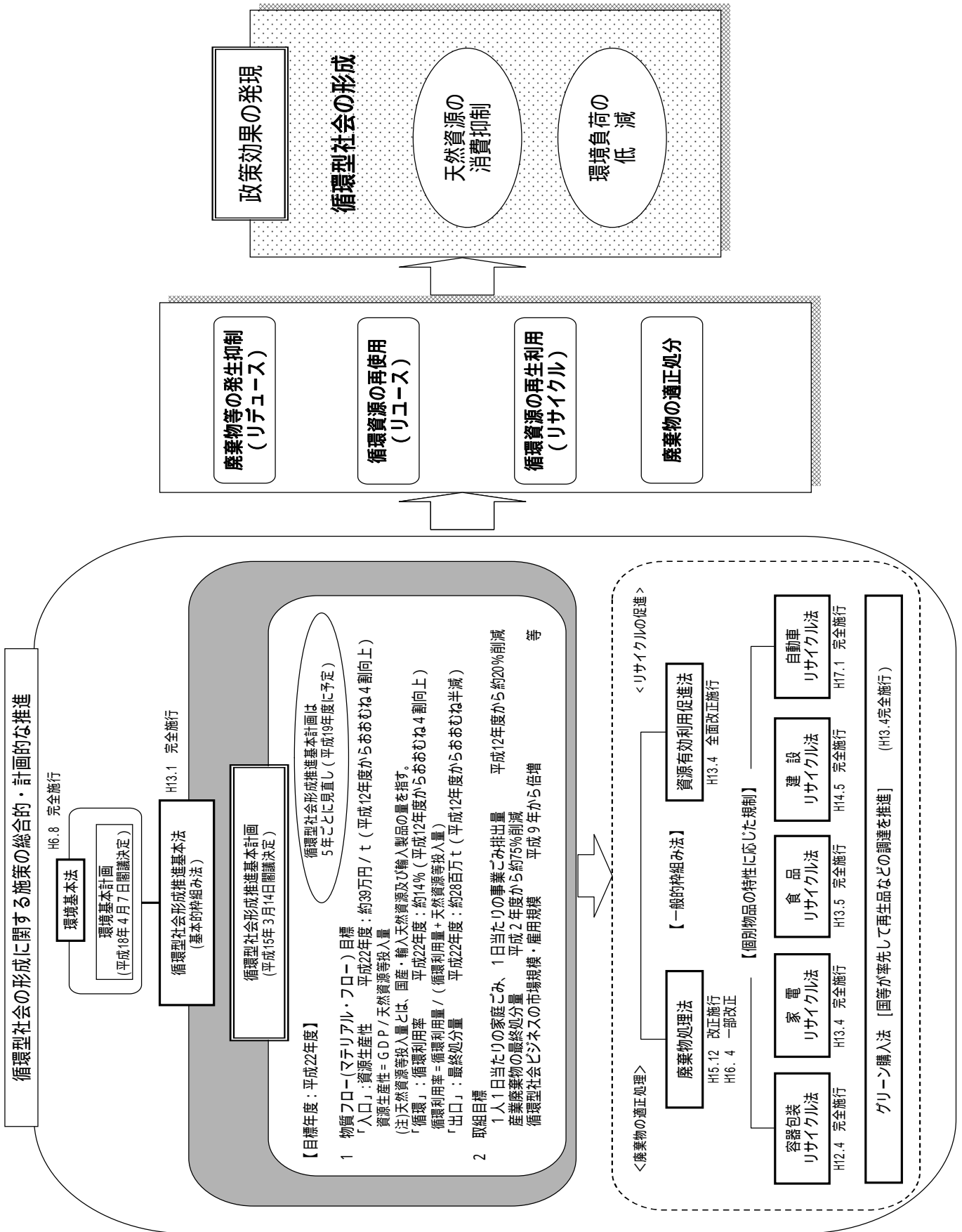
グリーン購入法は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達を推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

[ 図表 - 1 参照 ]



図表 - 1

循環型社会の形成に関する政策の体系



(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

## 第3 政策効果の把握の結果

### 1 循環型社会形成推進政策の効果の発現状況

本評価において対象とした政策は、循環基本法を始めとする循環型社会の形成に関する各法律及び循環基本計画に基づき、総合的かつ計画的に推進することとされている政策（以下「循環型社会形成推進政策」という。）である。

#### (1) 政策効果の評価の視点

循環型社会形成推進政策は、製品等が廃棄物等になることが抑制されること（リデュース）循環資源の循環的な利用が促進されること（リユース及びリサイクル）及び循環資源ではあるが循環的な利用が行われないものについて適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷（人の活動により環境に加えられる影響）ができる限り低減される循環型社会を形成することを目的としている。したがって、循環型社会形成推進政策は、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減という形で効果が発現されるべきものである。

今回、循環型社会形成推進政策の効果の発現状況を把握するため、循環基本法に基づく循環基本計画に定められている天然資源の消費抑制と環境負荷の低減に係る指標について、目標の達成度合いを把握した結果は、次のとおりである。

#### (2) 天然資源の消費抑制の目標の達成状況

（資源生産性）

循環基本計画では、産業や人々の生活がいかに少ない天然資源等の投入量で効率的に物を生産しているかを把握するため、「資源生産性」（実質国内総生産（GDP）を天然資源等投入量で除したもの）が指標として設定されており、平成22年度を目標年次として12年度（約28万円/t）に比べおおむね4割向上（約39万円/t）を目指すこととされている。

環境省の資料により資源生産性の経年推移をみると、平成16年度は33.6万円/tであり、12年度に比べ19.6%上昇しており、これまでのところ一定の効果がみられる。

これは、実質GDPが増加している一方で、国産・輸入天然資源及び輸入製品の量である天然資源等投入量が減少していることによるものである。

しかし、天然資源等投入量の推移を天然資源の種類別にみると、土石系資源については大幅に減少しているものの、化石燃料系資源及び金属系資源については、近年、増加する傾向を示しており、使用量の抑制が進展していない。

### (3) 環境負荷の低減の目標の達成状況

#### ア 廃棄物の最終処分量（埋立量）

循環基本計画では、環境負荷について把握するため、廃棄物の「最終処分量」（埋立量）が指標として設定されており、平成 22 年度を目標年次として 12 年度（約 5,600 万 t）に比べおおむね半減（約 2,800 万 t）を目指すこととされている。

環境省の資料により最終処分量の経年推移をみると、平成 16 年度は 3,392 万 t であり、12 年度に比べ 38.9% 減少しており、また、廃棄物の排出量に占める最終処分量の割合（最終処分率）の経年推移をみると、16 年度は 7.2% であり、12 年度（12.0%）に比べ 4.8 ポイント低下しており、これまでのところ一定の効果がみられる。

これは、排出された廃棄物のうち再生利用（リサイクル）されるものの量が増加していること、産業廃棄物の最終処分量が大幅に減少したことが寄与している。

なお、廃棄物の排出量は、環境省の資料によると、近年、増加する傾向を示しており、特に建設廃棄物については、平成 12 年度の建設廃棄物の排出量を基にした国土交通省の推計によると、昭和 40 年代以降に急増した建築物が建て替え時期を迎えることから、今後、排出量が増加するものと見込まれていること、また、最終処分場の残余年数（注）については、環境省の資料によると、平成 16 年度における全国の産業廃棄物の最終処分場の残余年数が 7.2 年、特に首都圏については 3.4 年であるなど依然として厳しい状況にあることに留意する必要がある。

（注） 残余年数とは、新規の最終処分場が整備されず、当該年度最終処分量により埋立が行われた場合に、埋立処分が可能な期間（年）をいう。

#### イ 廃棄物の処理に起因する温室効果ガスの排出量

循環型社会づくりと脱温暖化社会づくりの取組は、いずれも環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に向けて、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の見直しを必要とするものであり、両者の一体的な取組が求められている。

我が国は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）において、2008 年（平成 20 年）から 2012 年（平成 24 年）の第 1 約束期間における温室効果ガスの平均排出量を、基準年である 1990 年（平成 2 年）の排出量から 6% 削減することが目標とされている。しかし、平成 17 年度における我が国の温室効果ガスの排出量は、独立行政法人国立

環境研究所の資料によると、基準年に比べ 7.8%の増加となっている。こうした中で、平成 17 年度における我が国の廃棄物の処理（焼却、埋立、排水処理等）に起因する温室効果ガスの排出量をみると、基準年に比べ 29.5%と大幅な増加となっている。なお、我が国の温室効果ガスの排出量全体に占める、廃棄物の処理に起因する温室効果ガスの排出量の割合は、基準年の 2.9%から 17 年度には 3.5%へと上昇している。温室効果ガスの排出抑制に寄与するため、廃棄物発電の導入が進められている。

## 2 循環型社会形成推進政策の推進の現況

### (1) 循環型社会形成推進基本法に基づく施策の現況

循環基本法は、「環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」を目的として、平成 12 年 6 月に制定され、13 年 1 月に完全施行された。

循環基本計画では、循環型社会の形成に関する施策について、総合的かつ計画的に推進するため、循環型社会の形成の取組の進展度を測る数値目標が定められている。

今回、循環基本法に基づく施策について、廃棄物等の発生抑制(リデュース)、循環資源の再使用(リユース)及び再生利用(リサイクル)の現況を把握した結果は、次のとおりである。

#### ア 発生抑制(リデュース)の現況

##### (家庭から排出されるごみの排出量)

循環基本計画では、家庭から排出される 1 人 1 日当たりのごみの量(資源回収されるものを除く一般廃棄物)の数値目標が設定されており、平成 22 年度までに 12 年度(約 630g/人日)に比べ約 20%減量することとされている。

環境省の資料により当該指標の経年推移をみると、平成 16 年度は約 592g/人日であり、12 年度に比べ 6.5%減少している。しかし、当省が今後の排出量の推移について、環境省の資料を基に、平成 12 年度から 16 年度までの排出量の増減率の平均から将来の排出量を推計したところ、目標の達成は厳しい状況となっている。

(事業所から排出されるごみの排出量)

循環基本計画では、事業所から排出される1日当たりのごみの量(資源回収されるものを除く一般廃棄物)の数値目標が設定されており、平成22年度までに12年度(約10kg/日)に比べ約20%減量することとされている。

環境省の資料により当該指標の経年推移をみると、平成16年度は9.1kg/日であり、12年度に比べ8.1%減少している。また、当省が今後の排出量の推移について、環境省の資料を基に、平成12年度から16年度までの排出量の減少率の平均から将来の排出量を推計したところ、22年度までには目標が達成される可能性がある。

#### イ 再使用(リユース)の現況

循環基本計画では、再使用(リユース)に関し、国が進める取組並びに国民、NPO(Nonprofit Organization:非営利組織)・NGO(Non-Governmental Organization:非政府組織)、事業者及び地方公共団体が果たす役割を定めているが、取組に関する具体的な評価指標は示されておらず、また、取組の実態は十分に把握されていない。

#### ウ 再生利用(リサイクル)の現況

(循環利用率)

循環基本計画では、経済社会に投入される資源の全体量に占める循環利用量(再使用及び再生利用される資源の量)の割合を把握するため、「循環利用率」( $\text{循環利用量} / (\text{循環利用量} + \text{天然資源等投入量})$ )が指標として設定されており、平成22年度を目標年次として12年度(約10%)に比べおおむね4割向上を目指すこととされている。

環境省の資料により循環利用率の経年推移をみると、天然資源等投入量の減少と循環利用量の増加により、平成16年度は12年度に比べ27%上昇している。また、当省が今後の循環利用率の推移について、環境省の資料を基に、平成12年度から16年度までの循環利用率の増減ポイントの平均から将来の循環利用率を推計したところ、22年度までには目標が達成される可能性がある。

#### (2) 廃棄物処理法に基づく施策の現況

廃棄物処理法は、「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」を目的として、昭和45年12月に制定され、46年9月に施行された。

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年環境省告示 34 号。以下「廃棄物処理法に基づく基本方針」という。）では、排出抑制（リデュース）に関し、一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量（注 1）の減量について、平成 9 年度を基準とした 17 年度の間目標及び 22 年度の最終目標が定められている。また、再生利用（リサイクル）に関し、一般廃棄物及び産業廃棄物の再生利用量（注 2）及び再生利用率（注 3）について、平成 9 年度を基準とした 17 年度の間目標及び 22 年度最終目標が定められている。

今回、廃棄物処理法に基づく施策について、廃棄物等の排出抑制（リデュース）、再生利用（リサイクル）及び適正処理の取組の現況を把握した結果は、次のとおりである。

（注 1） 廃棄物処理法に基づく基本方針における排出量は、計画収集量、直接搬入量及び  
          集団回収量の合計

（注 2） 再生利用量は、直接資源化量、中間処理後再生利用量及び集団回収量の合計

（注 3） 再生利用率 = 再生利用量 / 排出量 × 100

## ア 発生抑制（リデュース）の現況

### （一般廃棄物の排出量）

廃棄物処理法に基づく基本方針では、一般廃棄物の排出量について、平成 9 年度（排出量 5,300 万 t）を基準とした 17 年度の間目標及び 22 年度最終目標がそれぞれ、5,100 万 t、4,900 万 t と定められている。そこで、基準年度である 9 年度から 17 年度までの、一般廃棄物の排出量の推移を環境省の資料により把握したところ、17 年度は 5,273 万 t であり、目標未達成の状態を横ばいとなっている。

当省が今後の排出量の推移について、環境省の資料を基に、平成 13 年度から 17 年度までの排出量の増減率の平均から将来の排出量を推計したところ、22 年度最終目標の達成は厳しい状況となっている。

### （産業廃棄物の排出量）

廃棄物処理法に基づく基本方針では、産業廃棄物の排出量について、平成 9 年度（排出量 4 億 1,000 万 t）を基準とした 17 年度の間目標及び 22 年度最終目標がそれぞれ、4 億 3,900 万 t、4 億 5,800 万 t と定められている。そこで、基準年度である 9 年度から 16 年度までの、産業廃棄物の排出量の推移を環境省の資料により把握したところ、いずれの年度における排出量も、17 年度の間目標及び 22 年度最終目標の数値内で推移している（16 年度は 4 億 1,716 万 t）。

(減量化施策と減量効果の発現状況の相関関係)

当省において、全国の 202 市町村(注1)を対象に、一般廃棄物の排出量の 7 割を占める家庭から排出される一般廃棄物(以下「家庭系ごみ」という。)の排出量(注2)の現況及び各市町村において実施されている家庭系ごみの減量化施策(12 施策)の実施率を調査したところ、減量化の目標値の設定を行っている市町村は 161 市町村(79.7%)と主要施策の中で最も実施率が高く、以下、実施率の高い施策の順に、生ごみ処理機等購入助成制度の導入(77.2%)、ごみ組成分析の実施(64.9%)、レジ袋対策の推進(51.5%)、不用品交換の支援(51.5%)となっている。

次に、調査対象市町村による減量化施策の実施状況とそれに伴う減量効果の発現状況の相関関係を分析するため、各施策の別に、当該施策を実施している市町村における、平成 9 年度と 16 年度の 1 人 1 日当たりの家庭系ごみの排出量の増減率を把握した。減量化の進展は複数の施策の複合的効果であることに留意する必要があるが、ごみ処理の有料化を実施している市町村(72.9%)を始め、ごみ非常事態宣言を実施している市町村(70.0%)、ごみ減量化キャンペーンを実施している市町村(68.1%)、廃棄物減量等推進員制度を実施している市町村(66.7%)の順に、高い割合で減量効果の発現(平成 16 年度の排出量が 9 年度の排出量より減少)がみられた。

これら上位の各施策は、経済的なインセンティブや、地域を挙げての意識啓発・意識改革を通じて、調理くずや食べ残しなど生ごみの排出抑制や水切り、買物袋(マイバッグ)の持参、過剰包装の拒否、詰め替え商品の利用、量り売りやばら売り商品の購入など、家庭系ごみの減量につながる消費者の具体的行動を促進しているものと考えられる。

(注1) 当省が実地に調査を行った 204 市区町村から、2 特別区を除いたもの

(注2) 家庭系ごみ排出量は、家庭系ごみに係る計画収集量、直接搬入量及び自家処理量の合計

## イ 再生利用(リサイクル)の現況

(一般廃棄物の再生利用量等)

廃棄物処理法に基づく基本方針では、一般廃棄物の再生利用量及び再生利用率について、平成 9 年度(再生利用量 590 万 t、再生利用率 11%)を基準とした 17 年度の間目標が再生利用量 1,000 万 t、再生利用率 20.0%と、また、22 年度の最終目標が再生利用量 1,200 万 t、再生利用率 24.0%と定められている。そこで、基準年度である平成 9 年度から 17 年度までの、一般廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移を環境省の資料により把握し

たところ、17年度は再生利用量が1,002万t、再生利用率が19.0%であり、再生利用量は17年度目標を達成し、また、再生利用率は未達成となっている。

当省が今後の一般廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移について、環境省の資料を基に、平成13年度から17年度までの排出量の増減率の平均から将来の再生利用量及び再生利用率を推計したところ、再生利用量、再生利用率ともに22年度の最終目標は達成される可能性がある。

#### (産業廃棄物の再生利用量等)

廃棄物処理法に基づく基本方針では、産業廃棄物の再生利用量及び再生利用率について、平成9年度(再生利用量1億6,800万t、再生利用率41%)を基準とした17年度の間目標が再生利用量2億500万t、再生利用率47.0%と、また、22年度の最終目標が再生利用量2億1,700万t、再生利用率47.0%と定められている。そこで、基準年度である平成9年度から16年度までの、産業廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移を環境省の資料により把握したところ、16年度は再生利用量が2億1,386万t、再生利用率が51.3%であり、いずれも増加傾向にあり、既に17年度の間目標は達成されている。

#### ウ 適正処理の現況

廃棄物処理法第6条の3では、市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が全国各地で困難となっていると認められるものとして環境大臣が指定するもの(以下「適正処理困難物」という。)について、市町村は、当該製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、必要な協力を求めることができるとされている。これを受けて、平成18年度時点においては、廃ゴムタイヤ、廃テレビ受像器、廃電気冷蔵庫及び廃スプリングマットレスの4品目が適正処理困難物に指定されている。

このうち、スプリングマットレスについては、平成6年の指定を受けて、製造事業者等の業界団体において回収・処理の仕組みの構築に向けた検討が行われているが、結論が得られていない。

#### (市区町村による一般廃棄物の処理の実態)

一般廃棄物として排出される主要品目について市区町村による処理の実態を把握するため、当省において、全国の565市区町村(注)を対象に176品目の廃棄物の収集状況を、また、このうち市区町村による収集が行われていない品目について、その理由を調査した。その結果、調査対象市区町村の50%以上において収集が行われていない品目が27品目みられた。収集が行われ



ていない割合が高い品目は、農薬（97.3%）を始め、オートバイ（95.8%）、小型ガスボンベ（94.5%）、消火器（93.6%）、エンジンオイル（93.6%）の順となっている。また、市区町村により収集が行われない品目については、当該市区町村では、専門の民間処理事業者等に引取りを依頼するよう住民に対し周知・指導を行っているものの、その最終的な処理の実態については十分に把握されていない。

（注） 当省が実地に調査を行った 204 市区町村及び郵送等調査を行った 361 市区町村

### (3) 資源有効利用促進法に基づく施策の現況

資源有効利用促進法は、「主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等（注1）及び副産物（注2）が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的とし、再生資源の利用の促進に関する法律の改正法として、平成 12 年 6 月に制定され、13 年 4 月に全面施行された。

資源有効利用促進法は、事業者による製品の回収・再利用の実施等（リサイクル）のための対策を強化するとともに、新たに製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）及び回収した製品からの部品等の再使用（リユース）のための対策を行うことにより、循環型経済システムの構築を目指すものである。資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成 3 年政令第 327 号。以下「資源有効利用促進法施行令」という。）により対象業種（10 業種）及び製品（69 品目）が指定されている。また、資源有効利用促進法において主務省令で定めるものとされている「判断の基準」により、指定された業種及び製品ごとに、対象事業者が取り組むべき具体的な措置等が規定されている。

今回、資源有効利用促進法に基づく施策について、廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）の現況を把握した結果は、次のとおりである。

（注 1） 「使用済物品等」とは、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

（注 2） 「副産物」とは、製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給又は土木建築に関する工事に伴い副次的に得られた物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

## ア 発生抑制（リデュース）の現況

発生抑制（リデュース）に関しては、特定省資源業種（注1）（副産物の発生抑制等（原材料等の使用の合理化による副産物の発生の抑制及び副産物の再生資源としての利用の促進）に取り組むことが求められる業種）の5業種及び指定省資源化製品（原材料の使用の合理化、長期間の使用の促進その他の使用済物品等の発生の抑制に取り組むことが求められる製品）の19品目について、主務大臣が策定する業種・品目ごとの判断の基準において、対象事業者が取り組むべき具体的な措置等が規定されている。これらの取組に関する目標値は定められていないが、特定省資源業種については、事業者ごとに副産物の発生抑制に係る目標値を定めることが求められている。また、発生抑制の取組の実態を表す時系列変化等定量的なデータが不足している。当省において把握できたデータは、指定省資源化製品の製造事業者の各業界団体による製品アセスメント（注2）ガイドラインの策定・改定等の状況であり、各業界団体において事業者が事前評価を行うための製品アセスメントガイドラインの策定・改定が行われている状況がみられた。

（注1） 特定省資源業種：パルプ製造業及び紙製造業、無機化学工業製品製造業（塩製造業を除く）及び有機化学工業製品製造業、製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業、銅第一次製錬・精製業、自動車製造業（原動機付自転車の製造業を含む）

（注2） 製品アセスメントとは、環境に配慮した製品の設計を行うための事前の評価をいう。

## イ 再使用（リユース）の現況

再使用（リユース）に関しては、特定再利用業種（注）（再生資源・再生部品の利用に取り組むことが求められる業種）のうち複写機の製造業並びに、指定再利用促進製品（再生資源又は再生部品の利用促進（再使用又は再生利用が容易な製品の設計・製造）に取り組むことが求められる製品）のうち自動車、パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機及び複写機の各品目について、主務大臣が策定する業種・品目ごとの判断の基準において、対象事業者が取り組むべき具体的な措置等が規定されている。これらの取組に関する目標値は定められておらず、また、一部の指定再利用促進製品を除き、再使用の取組の実態を表す時系列変化等定量的なデータが不足している。

（注） 特定再利用業種：紙製造業、ガラス容器製造業、硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造業、複写機の製造業、建設業

## ウ 再生利用（リサイクル）の現況

再生利用（リサイクル）に関しては、特定省資源業種の5業種、特定再利用業種のうち複写機の製造業を除く4業種、指定再利用促進製品のうち複写機を除く49品目、指定表示製品（分別回収の促進のための表示を行うことが求められる製品）の7品目、指定再資源化製品（自主回収および再資源化に取り組むことが求められる製品）の2品目及び指定副産物（副産物の再生資源としての利用の促進に取り組むことが求められる副産物）の2副産物について、主務大臣が策定する業種・品目ごとの判断の基準において、対象事業者が取り組むべき具体的な措置等が規定されている。このうち、紙製造業、ガラス容器製造業、パソコン及び密閉形蓄電池の判断の基準では、これらの取組に関する目標数値が定められている。経済産業省、環境省、関係団体等の資料によると、それぞれ目標値を達成している。

### （市区町村による指定再利用促進製品の再資源化）

当省において、指定再利用促進製品のうち、44品目（市町村が住民向けに発行している、一般廃棄物の分別方法に関する広報資料に掲載されている品目）を抽出し、全国の565市区町村を対象に、再資源化の状況を調査した。当該品目の収集・処理を行っている市区町村のうち、収集後に再資源化を行うことなく、焼却や直接埋立等による処理を行っている市区町村の比率が高い品目をみると、家電リサイクル法対象品目であるエアコン等4品目に次いで、携帯電話・PHS（47.9%）、電気歯ブラシ（43.1%）、血圧計（43.0%）、防犯警報装置（42.1%）となっている。なお、携帯電話・PHS以下4品目は、密閉形蓄電池を部品として使用しており、指定再利用促進製品として密閉形蓄電池の取り外しの容易化等に取り組むことが求められている。また、密閉形蓄電池は、指定再資源化製品として自主回収及び再資源化に取り組むことが求められている。

### （使用済携帯電話・PHSの回収等）

携帯電話及びPHSの端末については、資源有効利用促進法施行令により指定再利用促進製品（密閉形蓄電池使用機器）として指定されている。一方、産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会の「廃棄物処理・リサイクルガイドライン」では、全国の携帯電話・PHS専門店において使用済端末の回収を実施することが求められている。なお、社団法人電気通信事業者協会の資料によると、携帯電話・PHS端末における金属（金、銀、パラジウム等の貴金属及びレアメタルを含む。）の含有率は19%程度とされている。

### ）事業者等による使用済携帯電話・PHS端末の自主回収台数等

社団法人電気通信事業者協会の資料によると、携帯電話・PHS事業者及

び関係団体による使用済携帯電話・PHS端末の本体の平成17年度における自主回収台数は744万台で、13年度(1,311万台)に比べ43.2%の減少となっている。また、端末本体の回収台数の減少に伴い、リチウムイオン電池(指定再資源化製品)及び充電器の回収台数も減少している。

また、社団法人電気通信事業者協会が携帯電話・PHS利用者に対して実施したアンケート調査の結果によると、買換え又は解約等により使用済携帯電話・PHS端末を処分した者のうち、端末を携帯電話・PHS専門店に引き取ってもらった者の割合(自主回収率)は、平成15年度から17年度までの3か年度平均で63.0%となっている。使用済携帯電話・PHS端末の自主回収率は、年度による変動はあるが、横ばいの傾向にあると考えられる。

#### 市区町村による使用済携帯電話・PHS端末の収集・処理

当省において、全国の565市区町村を対象に、使用済携帯電話・PHS端末の収集・処理の状況を調査したところ、78.4%の市区町村において使用済携帯電話・PHS端末の収集・処理が行われている。しかし、収集・処理を行っている市区町村の47.9%は、収集された使用済端末の再資源化を行うことなく、焼却や直接埋立て等による処理を行っている状況がみられた。

#### (4) 容器包装リサイクル法に基づく施策の現況

容器包装リサイクル法は、「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物(注1)の再商品化(注2)を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的として、平成7年6月に制定され、12年4月に完全施行された。

容器包装リサイクル法では、消費者は分別排出を、市町村は分別収集を、事業者は再商品化を行う等の役割分担が定められている。また、同法が対象とするガラスびん、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶、紙パック、プラスチック製容器包装、紙製容器包装及び段ボールの8品目の容器包装のうち、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装の4品目は、容器包装の利用事業者及び容器の製造等事業者(以下「特定事業者」という。)による再商品化の義務の対象とされている。

今回、容器包装リサイクル法に基づく施策について、容器包装廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)及び再生利用(リサイクル)の現況を把握した結果は、次のとおりである。

(注1) 分別基準適合物とは、市町村が分別収集したもののうち、環境省令に定める基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているガラスびん、紙製容器包

装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装をいう。

(注2) 再商品化とは、分別基準適合物を製品又は製品の原材料として利用あるいは有償又は無償で譲渡し得る状態にすることをいう。

## ア 発生抑制（リデュース）の現況

（家庭から排出される容器包装廃棄物の排出量）

容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（平成 18 年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第 10 号。以下「容器包装リサイクル法に基づく基本方針」という。）では、事業者は、容器包装の利用・製造等に当たって、容器包装の薄肉化、簡易包装化、空間容積率の縮小等により容器包装の減量に積極的に努めること、また、小売業者は、容器包装の使用の合理化を図るための目標を定め、これを達成するため、レジ袋の有償化や買物袋(マイバック)の提供等の取組を計画的に行うことが求められている。また、消費者は、商品等の購入に当たって、自ら買物袋等を持参し、簡易包装がなされている商品等を選択することが求められている。しかし、これらの取組に関する目標値は定められておらず、また、排出抑制の取組の実態を表す時系列変化等定量的なデータは把握されていない。

当省が家庭から排出される容器包装廃棄物について、環境省の資料を基に、容器包装リサイクル法の完全施行時である平成 12 年度から 16 年度までの排出量の推移を推計したところ、16 年度の総排出量は 803 万 t であり、12 年度（806 万 t）以降は横ばいで推移しており、法律の完全施行後 5 年を経過した時点において顕著な排出抑制の進展はみられない。

排出量の推移を品目別にみると、紙製容器包装、ペットボトル及び段ボールについては増加、ガラスびん、プラスチック製容器包装、アルミ缶及び紙パックについては横ばい、また、スチール缶については減少となっている。こうした傾向については、スチール缶からアルミ缶へ、びん・缶からペットボトルへなど、容器包装に対する消費者の好みの変化が要因の一つになっているものと考えられる。

## イ 再使用（リユース）の現況

（家庭から排出されるリターナブルびんの分別収集）

容器包装リサイクル法に基づく基本方針では、事業者は、容器包装の規格化や材料、構造面における工夫を行い、繰り返し使用が可能な容器（以下「リターナブル容器」という。）を用いること、また、消費者は、商品等の購入に当たって、リターナブル容器を用いている商品を選択することが求められ

ている。しかし、これらの取組に関する目標値は定められておらず、また、再使用の取組の実態を表す時系列変化等定量的なデータは把握されていない。

現在、リターナブル容器として流通している品目はビールびん、一升びん、牛乳びんなどがある。当省において、全国の 204 市区町村を対象に、家庭から排出されるビールびん及び一升びんの分別収集の実施状況を調査したところ、ビールびんについては 53 市区町、一升びんについては 52 市区町で実施されており、その割合は調査対象の約 4 分の 1 にとどまっている。

#### ウ 再生利用（リサイクル）の現況

容器包装リサイクル法では、特定事業者は、分別基準に適合する容器包装廃棄物を再商品化することが義務付けられている。また、同法に基づく基本方針では、（ ）消費者は、市町村が定めた分別の基準により、容器包装廃棄物を適正に分別して排出すること、（ ）市町村は、容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を定め、これに従って容器包装廃棄物を分別収集するよう努めること、（ ）事業者は、再商品化を効率的かつ容易にするため、再商品化等が容易な容器包装の使用を可能な限り行うことが求められている。しかし、これらの取組に関する目標値は定められていない。

##### （市区町村による容器包装廃棄物の分別収集）

環境省の資料により、容器包装リサイクル法が本格施行された平成 9 年度から 17 年度までの、全国の市区町村による容器包装廃棄物の分別収集量の推移を品目別にみると、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装、アルミ缶、段ボール及び紙パックは増加し、ガラスびん（無色及び茶色のもの）及びスチール缶は減少している。こうした傾向は、基本的には、家庭から排出される各品目の排出量の推移に連動しているものと考えられる。

また、当省が環境省の資料を基に、全国の市区町村における平成 16 年度の分別収集率（対排出量比）を推計したところ、ガラスびんが 57.7%、ペットボトルが 48.0%、プラスチック製容器包装が 16.0%、紙製容器包装が 4.5%となっている。特にプラスチック製容器包装及び紙製容器包装の分別収集率が低くなっているが、これはプラスチック製容器包装及び紙製容器包装の分別収集を実施している市区町村の割合がガラスびん及びペットボトルの分別収集を実施している市区町村の割合に比べ低いことによると考えられる。

##### （市区町村により分別収集された容器包装廃棄物の再商品化）

環境省の資料により、容器包装リサイクル法に基づき、市区町村による分別収集の対象となった初年度（平成 9 年度又は 12 年度）から 17 年度までの再商

品化義務の対象 4 品目の再商品化量の推移をみると、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装、ガラスびんとも、増加している。

特に、ペットボトルについては、8 年間で 12.6 倍と大幅に増加しているが、これは分別収集量の増加及び再商品化率（対分別収集量比）の上昇の相乗効果によるものであると考えられる。

また、当省が環境省の資料を基に、全国の市区町村における平成 16 年度の再商品化率（対排出量比）を推計したところ、ガラスびんの 44.4%、ペットボトルの 53.4%、プラスチック製容器包装の 84.5%、紙製容器包装の 96.1% が再商品化されることなく、焼却や直接埋立て等による処理が行われている。

#### （分別基準適合物の収率）

分別基準適合物のうち、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装については、指定法人（財団法人日本容器包装リサイクル協会）が基準値を定めており、平成 17 年度の実績値は基準値を上回っている。

#### （ペットボトルの再商品化）

市区町村により分別収集された再商品化義務の対象 4 品目は、現在、指定法人ルート（注 1）又は独自処理ルート（注 2）のいずれかにより、再商品化されている。

当省が環境省等の資料を基に、独自処理量（注 3）及び独自処理率（注 4）の経年推移を品目別に推計したところ、ペットボトルについてのみ、独自処理量及び独自処理率ともに増加している。特に独自処理量は、平成 17 年度は 9 年度の約 14 倍となっており大幅な増加となっている。

また、近年、独自処理ルートにより民間事業者に引き渡されたペットボトルの一部が有価物であるペットボトル由来のくず（注 5）として海外に輸出される事例がみられる。しかし、ペットボトル由来のくず自体の輸出量のデータは把握されていない。

当省において、財務省の貿易統計等を基に、ペットボトル由来のくずの輸出量を推計したところ、増加傾向にあり、また、国内で使用されたペットボトルの製造に要するポリエチレンテレフタレート樹脂（以下「ペット樹脂」という。）に対するペットボトル由来のくずの輸出量の割合を推計したところ、上昇傾向にある。

（注 1） 指定法人ルートとは、容器包装リサイクル法に基づき、市区町村は指定法人との間で引取契約を結ぶとともに、指定法人による入札の結果、選定された再商品化業者に容器包装廃棄物を引き渡す場合をいう。

（注 2） 独自処理ルートとは、市区町村が容器包装廃棄物の指定法人と引取契約を結ばず

に、直接、民間事業者に対し処理を委託する場合や有価物として売却する場合をいう。

(注3) 独自処理量 = 再商品化量 - 指定法人引取量

(注4) 独自処理率 = (独自処理量 / (独自処理量 + 指定法人引取量)) × 100

(注5) ペットボトル由来くずとは、使用済ペットボトルくずをいう。

## (5) 家電リサイクル法に基づく施策の現況

家電リサイクル法は、「特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的として、平成10年6月に制定され、13年4月に完全施行された。

家電リサイクル法では、特定家庭用機器としてユニット型エアコンディショナー、ブラウン管式テレビジョン受信機、電気冷蔵庫・電気冷凍庫及び電気洗濯機（以下、それぞれ「エアコン」、「ブラウン管テレビ」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機」という。）の4品目を定めており、この4品目が廃棄物となった場合について、小売業者による引取り、製造業者等による再商品化等の実施、消費者（排出者）による廃棄時における収集・運搬料金及び再商品化等料金の支払い等の役割分担が定められている。

また、製造業者等は、引き取った特定家庭用機器廃棄物について再商品化等を実施する場合は、特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号。以下「家電リサイクル法施行令」という。）に定められている再商品化等率を毎年度達成するとともに、エアコン及び冷蔵庫・冷凍庫については、再商品化等の実施と一体的に、製品に含まれるフロン類を回収し、破壊等を行わなければならないこととされている。

今回、家電リサイクル法に基づく施策の現況について、特定家庭用機器廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）の現況を把握した結果は、次のとおりである。

### ア 発生抑制（リデュース）の現況

（特定家庭用機器の使用年数）

経済産業省の資料によると、平成18年度における特定家庭用機器の使用年数は、エアコンが14.08年、ブラウン管テレビが13.01年、冷蔵庫・冷凍庫が14.96年、洗濯機が11.86年となっており、13年度に比べ、各品目とも使用年数が長くなっている。



## イ 再使用（リユース）の現況

（中古品として流通している特定家庭用機器の台数）

特定家庭用機器廃棄物の再使用の取組の実態を表す時系列変化等定量的なデータは把握されていない。なお、中央環境審議会・産業構造審議会合同会合の資料によると、平成 17 年度において中古品として流通している特定家庭用機器の台数は 697 万台で、排出台数のおよそ 3 割を占めている。

## ウ 再生利用（リサイクル）の現況

（特定家庭用機器廃棄物の再商品化率）

家電リサイクル法では、製造業者等は特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは再商品化等(注1)を行うことが義務付けられており、家電リサイクル法施行令により、特定家庭用機器廃棄物の再商品化率(注2)の目標値が定められている。なお、目標の設定に当たっては、法律の施行当初において施設整備、委託先の確保等様々な準備が必要であること、料金に対する排出者の受忍限度を十分考慮する必要があること等が考慮された。

経済産業省及び環境省の資料に基づき、平成 13 年度から 18 年度までの特定家庭用機器廃棄物の再商品化率の経年推移をみると、4 品目とも法施行時の 13 年度から目標値を達成している。平成 18 年度は、エアコンが 86.0%、ブラウン管テレビが 77.3%、冷蔵庫・冷凍庫が 71.4%、洗濯機が 79.1%であり、ブラウン管テレビを除く 3 品目については、上昇傾向にある。平成 17 年度にブラウン管テレビの再商品化率が前年度比で 4.0 ポイント低下したことについては、ブラウン管ガラスの需要の減少が要因の一つと考えられる。

（注 1）再商品化等とは、再商品化及び熱回収をいう。

（注 2）再商品化率 = 再商品化重量 / 再商品化等処理重量 × 100

再商品化等処理重量とは、家電リサイクル法に定める指定取引場所において回収された特定家庭用機器廃棄物の重量をいう。各品目の再商品化率の目標数値は、エアコンが 60%、ブラウン管テレビが 55%、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機が 50%である。

（再商品化等料金の設定）

家電リサイクル法では、製造業者等が定める特定家庭用機器廃棄物の再商品化等料金について、あらかじめ公表しなければならない、再商品化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回るものであってはならない、料金の設定に当たっては、排出者の特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を妨げることのないよう配慮しなければならないことと

されている。しかし、現在、大手製造業者の再商品化等料金は、品目ごとに各製造業者とも同じ金額(注)に設定されている。また、エアコンを除く3品目については、法律の施行当初から変更されていない。

また、家電リサイクル法の施行に当たって、製造業者等は、Aグループ及びBグループの2グループに集約され、それぞれのグループごとに指定取引場所及び再商品化施設を設置し、再商品化等を実施している。当省の調査結果並びに経済産業省及び環境省の資料に基づき、各グループの再商品化率を推計したところ、グループ間に再商品化率の格差がみられたが、現行の再商品化等料金は、こうした再商品化率の差が反映されていないものと考えられる。

(注) 現行の再商品化等料金(大手製造業者の例)は、エアコンが3,150円、テレビが2,835円、冷蔵庫・冷凍庫が4,830円、洗濯機が2,520円である。

#### (特定家庭用機器以外の家電製品の再商品化)

##### ) 市区町村による収集・処理

特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針(平成11年環境庁・厚生省・通商産業省告示第1号。以下「家電リサイクル法に基づく基本方針」という。)では、特定家庭用機器廃棄物の再商品化に関し、鉄、銅、アルミニウム等の金属、ガラス、プラスチック類の原材料としての利用の促進等が必要である旨が規定されているが、製造業者等の資料によると、特定家庭用機器以外の主要な家電製品の中には、特定家庭用機器と同様に、有用資源の構成率が高い品目がある。

廃棄物処理法では、一般廃棄物については、市町村が処理を行うこととされており、消費者から排出される特定家庭用機器以外の家電製品は、一般廃棄物として市町村において処理される。

当省において、全国の565市区町村を対象に、特定家庭用機器以外の主要な家電製品の処理の状況を調査したところ、調査対象品目の処理を行っている市区町村のうち、収集後に再資源化を行うことなく、焼却や直接埋立等による処理を行っている市区町村の割合は、約3割に上っている。

##### ) 製造業者等の再商品化施設における受入・再商品化

製造業者等が家電リサイクル法第23条の認定を受けた再商品化施設は、平成18年3月現在、全国で47施設ある。当省において、19施設を対象に、特定家庭用機器以外の家電製品の受入・再商品化の状況を調査したところ、6施設において特定家庭用機器以外の家電製品の受入・再商品化が行われていた。受入品目別では、電子レンジが6施設、掃除機及び衣類乾燥機がそれぞれ2施設となっている。

## (6) 食品リサイクル法に基づく施策の現況

食品リサイクル法は、「食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的として、平成 12 年 6 月に制定され、13 年 5 月に完全施行された。

食品リサイクル法では、事業者及び消費者は、食品廃棄物等の発生抑制等に努め、また、食品関連事業者は、主務大臣が定める再生利用等の基準に従い再生利用等（発生抑制、再生利用及び減量）に取り組むこととされている。

食品リサイクル法の対象となる食品廃棄物等は、食品の製造、加工、調理の過程で生じた残さ、流通・消費段階で生じた食品の売れ残りや食べ残しであり、対象となる食品関連事業者は、食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者、飲食店業その他食事の提供を伴う事業を行う者とされている。

今回、食品リサイクル法に基づく施策について、食品廃棄物等の発生抑制（リデュース）及び再生利用（リサイクル）の現況を把握した結果は、次のとおりである。

### ア 発生抑制（リデュース）の現況

#### （食品廃棄物等の発生量）

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（平成 13 年官庁報告。以下「食品リサイクル法に基づく基本方針」という。）では、個々の食品関連事業者は、食品循環資源（注 1）の再生利用等に取り組み、平成 18 年度までに再生利用等実施率（注 2）を 20%に向上させることが求められている。なお、再生利用等実施率は、発生抑制、再生利用及び減量の取組を組み合わせた目標指標であり、発生抑制のみに着目した目標値は定められていない。

農林水産省の資料により、食品リサイクル法が施行された平成 13 年度から 17 年度までの、食品関連事業者に係る食品廃棄物等の発生量の推移をみると、食品産業全体では、17 年度が 1,136 万 t であり、13 年度（1,092 万 t）に比べ 4.1%増加している。業種別にみると、食品製造業、食品卸売業及び食品小売業は増加傾向にあり、外食産業は減少傾向にある。

（注 1） 食品循環資源とは、食品廃棄物等のうち有用なものをいう。

（注 2） 再生利用等実施率 = (発生抑制量 + 減量量 + 再生利用量) / (発生量 + 発生抑制量) × 100

## イ 再生利用（リサイクル）の現況

（食品循環資源の再生利用等実施率）

農林水産省の資料によると、食品循環資源の再生利用等実施率は、目標年度の前年である平成 17 年度において、食品産業全体では 52.0%となっている。業種別にみると、食品製造業が 80.6%、食品卸売業が 60.8%、食品小売業が 30.9%、外食産業が 21.4%の順となっており、いずれも 18 年度の目標値である 20%を超えている。

一方、個々の事業者についてみると、平成 17 年度において目標値を達成している事業者の割合は、食品産業全体で 18%、外食産業では 10%にとどまっている。食品産業全体としての取組の動向に大きな影響を与えるとみられる食品廃棄物等の年間発生量が 100 t 以上の食品関連事業者に限ってみても、目標達成事業者の割合は 30%に満たない。

特に食品小売業及び外食産業において再生利用が十分進展していない要因としては、a) 食品小売業及び外食産業において発生する食品廃棄物等は、多種多様なものが混在する形で少量ずつ分散して発生し、また、消費者が食品廃棄物等の排出に介在することに伴う質の低下や異物混入のリスクが高いこと、b) 市町村の区域を越えて広域的に食品廃棄物等を収集・運搬する際に必要となる一般廃棄物収集運搬業の許可が関係市町村から直ちに取得できない場合があること、c) 市町村の事業系一般廃棄物の焼却等処理料金が再生利用事業者の再生利用処理料金に比べ低額である場合には、食品関連事業者による再生利用の取組を抑制する方向に作用する可能性があること等が考えられる。

## (7) 建設リサイクル法に基づく施策の現況

建設リサイクル法は、「特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的として、平成 12 年 5 月に制定され、14 年 5 月に完全施行された。

建設リサイクル法の対象となる建設資材廃棄物は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材(注)である（以下「特定建設資材廃棄物」という。）。建設リサイクル法では、一定規模以上の建設工事を受注する者は、分別解体等及びこれに伴い生じる特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うことが義務付けられている。

今回、建設リサイクル法に基づく施策について、建設廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）の現況を把握した結果は、次のとおりである。

(注) コンクリート塊とは、コンクリートが廃棄物となったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったものをいう。アスファルト・コンクリート塊とは、アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものをいう。建設発生木材とは、木材が廃棄物となったものをいう。

#### ア 発生抑制（リデュース）の現況

（建設廃棄物の排出量）

国土交通省の資料により、建設リサイクル法の完全施行の前々年度である平成 12 年度から 17 年度までの建設廃棄物の排出量の推移をみると、17 年度は 7,700 万 t であり、12 年度（8,473 万 t）に比べ 9.1%の減少となっている。

なお、国土交通省の資料によると、昭和 40 年代以降に急増した建築物が建て替え時期を迎えることから、建設廃棄物の排出量は、今後、増加に転じ、平成 22 年度には 9,791 万 t に達し、17 年度に比べ 27.2%増加するものと見込まれている。

#### イ 再使用（リユース）の現況

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（平成 13 年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号。以下「建設リサイクル法に基づく基本方針」という。）では、発注者は、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮すること、また、建設工事を施工する者は、再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用、建設工事に使用された建設資材の再使用等に努めることが求められている。しかし、これらの取組に関する目標値は定められておらず、また、再使用の取組の実態を表す時系列変化等定量的なデータは把握されていない。

#### ウ 再生利用（リサイクル）の現況

（特定建設資材廃棄物の再資源化等率）

建設リサイクル法に基づく基本方針では、平成 22 年度における特定建設資材廃棄物の再資源化等率(注)の目標値が 95%に定められている。

国土交通省の資料により、建設リサイクル法の完全施行の前々年度である平成 12 年度から 17 年度までの特定建設資材廃棄物の再資源化等率の推移を

みると、17年度は、コンクリート塊が98.1%、アスファルト・コンクリート塊が98.6%で、22年度の目標値を達成している。建設発生木材については平成17年度は90.7%で、12年度（82.9%）に比べ7.8ポイントの上昇となっているものの、22年度の目標値には達していない。

（注）再資源化等率 = (再資源化量 + 縮減量) / 排出量 × 100

再資源化等とは、再資源化及び縮減をいう。再資源化とは、特定建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用することができる状態、又は熱を得ることに利用することができる状態にすることをいい、縮減とは、焼却、脱水等の方法により、特定建設資材廃棄物の大きさを減ずることをいう。ただし、縮減が認められているのは、特定建設資材廃棄物のうち、建設発生木材についてのみであり、再資源化することに相当程度に経済性の面での制約がある場合に限られている。

#### (8) 自動車リサイクル法に基づく施策の現況

自動車リサイクル法は、「自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的として、平成14年7月に制定され、17年1月に完全施行された。同法では、自動車の所有者、自動車製造業者等、関連事業者等の義務等が定められている。

今回、自動車リサイクル法に基づく施策について、使用済自動車の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）の現況を把握した結果は、次のとおりである。

#### ア 発生抑制（リデュース）の現況

（使用済自動車の排出台数）

自動車リサイクル法では、自動車製造業者等は、自動車の設計及びその部品又は原材料の種類を工夫することにより、自動車が長期間使用されることを促進することが、また、自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めることが求められているが、これらの取組に関する目標値は定められていない。また、中古車市場に流通する車両の台数に関する定量的なデータは把握されていない。

社団法人日本自動車工業会の資料によると、自動車の排出台数は、近年、おおむね500万台で推移している。

## イ 再使用（リユース）の現況

自動車リサイクル法では、解体業者は、使用済自動車の解体を行うときは有用な部品を分離して部品その他製品の一部として利用することができる状態にすること、自動車の所有者は、自動車の修理の際には使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等が求められているが、これらの取組に関する目標値は定められていない。また、中古の自動車部品の市場の現況等に関する定量的なデータは把握されていない。

## ウ 再生利用（リサイクル）の現況

### （シュレッダーダスト等の再資源化率）

自動車リサイクル法では、自動車製造業者等は、自動車破碎残さ（以下「シュレッダーダスト」という。）エアバッグその他衝突の際の人の安全を確保するための装置に使用するガス発生器（以下「エアバッグ類」という。）の再資源化を行うことが義務付けられており、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成 14 年経済産業・環境省令第 7 号。以下「自動車リサイクル法施行規則」という。）により、達成すべき再資源化率(注)の目標値が定められている。

当省において、自動車製造業者等 19 社を対象に、再資源化率を調査したところ、すべての自動車製造業者等が平成 17 年度から 21 年度までのシュレッダーダストの再資源化率の目標値（30%以上）及びエアバッグ類の再資源化率の目標値（85%以上）を達成している。

（注）再資源化率 = 再資源化重量 / 引取重量 × 100

## (9) グリーン購入法に基づく施策の現況

グリーン購入法は、「国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」を目的として、平成 12 年 5 月に制定され、13 年 4 月に完全施行された。

グリーン購入法では、国等における環境物品等(注)の調達推進について、国は、国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類（以下「特定調達品目」という。）及びその判断の基準等を内容とする基本方針を定めること、各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、基本方針に即して、環境物

品等の調達方針を作成・公表し、当該方針に基づき物品等の調達を行い、年度の終了後、調達の実績概要を取りまとめ、これを公表することとされている。

地方公共団体等による環境物品等の調達の推進については、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、環境物品等の調達方針を作成し、当該方針に基づき物品等の調達を行うよう努めることとされている。

国民及び事業者については、できる限り環境物品等の選択に努めること、また、物品の製造、販売等を行う事業者については、物品の購入者等に対し、物品等に係る環境負荷の把握に必要な情報を提供するよう努めることとされている。

今回、グリーン購入法に基づく施策について、国等及び地方公共団体の取組の現況を把握した結果は、次のとおりである。

(注) 環境物品等とは、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務をいう。

#### ア 国等の取組の現況

(特定調達物品等の調達実績)

環境省の資料により、平成 17 年度における特定調達品目 201 品目のうち、公共工事の分野を除く 146 品目について、特定調達品目ごとに定められた判断の基準を満たすものの調達量の割合をみると、100%を達成している品目数の割合は、全体(146 品目)の 8.9%であり、グリーン購入法の施行時の 13 年度(4.4%)に比べ 4.5 ポイント上昇している。また、95%以上を達成している品目数の割合は同じく 92.5%で、13 年度(43.3%)に比べ大幅に上昇している。

#### イ 地方公共団体の取組の現況

(環境物品等の調達方針の作成)

グリーン購入法では、地方公共団体等は、毎年度、環境物品等の調達方針を作成し、当該方針に基づき環境物品等の調達を行うよう努めることが求められている。

当省において、全国の 231 の地方公共団体を対象に、環境物品等の調達方針の作成の状況を調査したところ、全都道府県、政令市では 1 団体を除くすべての団体、区市、町村では、それぞれ 43.9%、13.3%の団体が調達方針を作成しており、規模の小さい団体ほど作成率が低くなっている。

また、グリーン購入に取り組んでいる 185 団体を対象に、調達目標の設定及び調達実績の把握の状況を調査したところ、調達方針を作成している 104 団体の 86.5%が調達の目標値を設定し、84.6%が調達実績を把握している。一方、調達方針以外の計画等によりグリーン購入に取り組んでいる 55 団体



にあっては、調達の目標値を設定している団体は 41.8%、調達実績を把握している団体は 43.6%にとどまっている。

### 3 循環型社会の形成に関する費用分析

本評価において対象とした政策は、循環基本法を始めとする循環型社会の形成に関する各法律及び循環基本計画に基づき、総合的かつ計画的に推進することとされている循環型社会形成推進政策であり、関係行政機関による関連施策は、極めて多岐にわたっている。そこで、関係行政機関による施策の中で最も国民に身近で関心の高い施策であること、また、循環型社会の形成に向けて 3 R 対策に取り組んでいく上で、ごみ処理事業の効率化を推進することが重要な課題となっていることから、市町村のごみ処理事業を対象に費用分析を行った。

当省において、全国の市区町村のうち 202 市町村を対象に、平成 14 年度から 16 年度までのごみ処理事業の経費及びその内訳を調査し、把握できた市町村のごみ処理量 1 t 当たりのごみ処理費用（以下「1 t 当たりごみ処理費用」という。）及び資源化量 1 t 当たり資源化費用（以下「1 t 当たり資源化費用」という。）を分析した結果は、次のとおりである。

#### ア 1 t 当たりごみ処理費用

（1 t 当たりごみ処理費用の分布）

全体の 6 割強の市町村の 1 t 当たりごみ処理費用は、2 万円以上 4 万円未満の範囲にある。

（1 t 当たりごみ処理費用の経年推移）

1 t 当たりごみ処理費用は、全体としてはほぼ横ばいで推移している。

（市町村の人口規模別の 1 t 当たりごみ処理費用）

市町村の人口規模別では、10 万人以上 30 万人未満の市町村の 1 t 当たりごみ処理費用が最も低く、それより人口規模が小さくなるに従い、また逆に大きくなるに従い、費用が高くなっている。

（一部事務組合の設立によるごみ処理事業の効率化）

一部事務組合を設立してごみ処理事業を実施している市町村の方が、設立していない市町村よりも 1 t 当たりごみ処理費用が低い。特に 3 万人以上 5 万人未満の規模の市町村においては、一部事務組合の設立の有無により、1 t 当たりごみ処理費用に約 2.2 倍の格差がみられた。

#### イ 1 t 当たり資源化費用

市町村の人口規模別では、5 万人以上 10 万人未満の市町村の 1 t 当たり資源化費用が最も高くなっている。平均費用が最も高い 5 万人以上 10 万人未満の市町村と、最も低い 30 万人以上 50 万人未満の市町村との間に約 4.0 倍の大きな格差がみられた。

#### 4 循環型社会形成推進政策に関する最近の動向

##### 【循環基本法関連】

循環基本計画の着実な実行を確保するため、環境省の中央環境審議会において、毎年、循環基本計画に基づく施策の進ちょく状況の点検が行われており、平成 19 年 3 月に開催された中央環境審議会循環型社会計画部会において、今後の取組の方向が取りまとめられた。

##### 【資源有効利用促進法関連】

現在、経済産業省の産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会基本政策ワーキンググループにおいて、資源有効利用促進法の施行の状況について検討が行われており、平成 19 年 9 月に報告書の取りまとめが予定されている。

##### 【容器包装リサイクル法関連】

環境省の中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会及び経済産業省の産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループにおいて、平成 16 年度から検討が行われ、これを踏まえ、平成 18 年 6 月、容器包装リサイクル法が改正され、19 年 4 月に一部施行された。

##### 【家電リサイクル法関連】

現在、環境省の中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会及び経済産業省の産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループの合同会合において、家電リサイクル法の施行状況の評価及び今後の見直しの課題の整理が行われている。

##### 【食品リサイクル法関連】

農林水産省の食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会及び環境省の中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会の合同会合における審議を経て、平成 19 年 2 月、食料・農業・農村政策審議会において報告・了承がなされ、また、中央環境審議会から環境大臣に意見具申がなされた。これを踏まえ、19 年 6 月、食品リサイクル法が改正された。

**【建設リサイクル法関連】**

現在、国土交通省の社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び交通政策審議会交通体系分科会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会の合同会議において、新たな建設リサイクル推進計画の作成を視野に入れた検討が行われており、平成 19 年 12 月に報告書の取りまとめが予定されている。

## 第4 評価の結果及び意見

### 1 評価の結果

本評価は、循環基本法を始めとする循環型社会の形成に関する各法律及び循環基本計画に基づき、総合的かつ計画的に推進することとされている循環型社会形成推進政策について、関係行政機関による各種施策が総体としてどのような効果を出しているかなどの総合的な観点から、全体として評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

循環型社会形成推進政策は、製品等が廃棄物等になることが抑制されること(リデュース)、循環資源の循環的な利用が促進されること(リユース及びリサイクル)及び循環的な利用が行われない循環資源について適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成することを目的としている。したがって、循環型社会形成推進政策は、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減という形で効果が発現されるべきものである。

循環型社会形成推進政策の効果の発現状況について、把握した結果は、次のとおりである。

#### (1) 天然資源の消費抑制に関する政策効果の発現状況

##### (資源生産性)

天然資源の消費抑制に関しては、環境省の資料によると、産業や人々の生活がいかにものを有効に利用しているかを総合的に表す指標として循環基本計画に定める資源生産性の向上の目標(平成22年度において12年度に比べおおむね4割向上)に対し、16年度は12年度に比べ19.6%の上昇となっており、これまでのところ一定の効果がみられる。

これは、実質国内総生産(GDP)が増加している一方で、国産・輸入天然資源及び輸入製品の量である天然資源等投入量が減少していることによるものである。

しかし、天然資源等投入量の推移を天然資源の種類別にみると、土石系資源については大幅に減少しているものの、化石燃料系資源及び金属系資源については、近年、増加する傾向を示しており、使用量の抑制が進展していない。

#### (2) 環境負荷の低減に関する政策効果の発現状況

##### (廃棄物の最終処分量(埋立量))

環境負荷の低減に関しては、環境省の資料によると、最終処分場(埋立場)

のひっ迫という喫緊の課題に直結した指標として循環基本計画に定める廃棄物の最終処分量(埋立量)の削減の目標(平成22年度において12年度に比べおおむね半減)に対し、16年度は12年度に比べ38.9%の減少となっており、これまでのところ一定の効果がみられる。

これには、排出された廃棄物のうち再生利用される量が増加していることが主な要因となり、最終処分場に搬入される最終処分量が減少したことが寄与している。

なお、廃棄物の排出量は、環境省の資料によると、近年、増加する傾向を示しており、特に建設廃棄物については、平成12年度の建設廃棄物の排出量を基にした国土交通省の推計によると、昭和40年代以降に急増した建築物が建て替え時期を迎えることから、今後、排出量が増加するものと見込まれていること、また、最終処分場の残余年数については、環境省の資料によると、平成16年度における全国の産業廃棄物の最終処分場の残余年数が7.2年、特に首都圏については3.4年であるなど依然として厳しい状況にあることに留意する必要がある。

(温室効果ガスの排出量)

循環型社会づくりと脱温暖化社会づくりの取組は、いずれも環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に向けて、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の見直しを必要とするものであり、両者の一体的な取組が求められている。

我が国は、京都議定書において、2008年(平成20年)から2012年(平成24年)の第1約束期間における温室効果ガスの平均排出量を、基準年である1990年(平成2年)の排出量から6%削減することが目標とされているが、独立行政法人国立環境研究所の資料によると、平成17年度における我が国の温室効果ガスの排出量は、基準年に比べ7.8%と、逆に増加している。こうした中で、平成17年度における我が国の廃棄物の処理(焼却、埋立、排水処理等)に起因する温室効果ガスの排出量をみると、基準年に比べ29.5%と大幅な増加となっている。なお、我が国の温室効果ガスの排出量全体に占める、廃棄物の処理に起因する温室効果ガスの排出量の割合は、基準年の2.9%から17年度には3.5%へと上昇している。温室効果ガスの排出抑制に寄与するため、廃棄物発電の導入が進められている。

### (3) 廃棄物等の発生抑制(リデュース)に関する政策効果の発現状況

(一般廃棄物の排出量)

廃棄物等の発生抑制に関しては、環境省の資料によると、一般廃棄物の排出量について、廃棄物処理法に定める平成17年度の間目標5,100万tに対し、

17年度は5,273万tであり、目標未達成の状態では横ばいとなっており、発生抑制の効果が十分とは言い難い。

また、環境省の資料により、家庭から排出される廃棄物と事業所から排出される一般廃棄物の別に現況をみると、循環基本計画に定める1人1日当たりの家庭から排出するごみの減量の目標(平成22年度において12年度に比べ約20%の減量)に対し、16年度は12年度に比べ6.5%の減少となっている。目標の達成のためには、年度平均で2%の減少率を確保する必要があり、これまでのところ発生抑制の効果が十分とは言い難い。

同じく循環基本計画に定める1日当たりの事業所から排出するごみの減量の目標(平成22年度において12年度に比べ約20%の減量)に対し、16年度は12年度に比べ8.1%の減少となっている。目標を達成するために必要な年度平均で2%の減少率が確保されており、これまでのところ一定の効果がみられる。

(産業廃棄物の排出量)

産業廃棄物の排出量については、環境省の資料によると、廃棄物処理法に定める平成17年度の間目標4億3,900万tに対し、16年度は4億1,716万tであり、目標値内の水準で推移しており、これまでのところ一定の効果がみられる。なお、前述のとおり、産業廃棄物である建設廃棄物の排出量は、国土交通省の資料によると、今後、増加が予測されていることに留意する必要がある。

(分野別の廃棄物の排出量)

把握できたデータに基づき、分野別の廃棄物の排出量の経年推移をみると、建設廃棄物については、平成17年度が12年度に比べ9.1%の減少となっている一方で、家庭から排出される容器包装廃棄物については、16年度が12年度に比べ0.4%減少と横ばい、また、食品廃棄物については、17年度が13年度に比べ4.1%の増加となっており、容器包装及び食品の分野においては、発生抑制の効果が十分とは言い難い。なお、使用済自動車については、経年推移を表す定量的なデータが把握されていない。

#### (4) 循環資源の再使用(リユース)及び再生利用(リサイクル)に関する政策効果の発現状況

(循環利用率)

循環資源の再使用及び再生利用に関しては、環境省の資料によると、経済社会に投入される資源の全体量に占める循環利用量(再使用量及び再生利用量)の割合を表す指標として循環基本計画に定める循環利用率の向上の目標(平成22年度において12年度に比べおおむね4割向上)に対し、16年度は12年度に比べ27%の上昇となっており、これまでのところ一定の効果がみられる。

(分野別の再使用の現況)

循環資源の再使用に関しては、取組の実態を表す定量的なデータが十分ではなく、分野別に政策の効果を把握することができなかった。定量的なデータが把握できた、繰り返し使用が可能なりターナブルびんの分別収集については、市町村による取組は低調となっている。

(分野別の再生利用の現況)

循環資源の再生利用に関して、分野別に現況をみると、指定再資源化製品であるパソコン及び密閉形蓄電池の再資源化率、特定家庭用機器廃棄物の再商品化率、食品循環資源の再生利用等実施率、対象建設資材廃棄物の再資源化等率、使用済自動車の再資源化率等については関係法令等に定める目標をおおむね達成しており、これまでのところ一定の効果がみられる。しかし、容器包装廃棄物の再生利用については、環境省の資料に基づく当省の推計によると、再商品化義務の対象 4 品目(注)の再商品化量は増加しているが、分別収集が徹底されていないため、平成 16 年度の再商品化率は、ガラスびんが 55.6%、ペットボトルが 46.6%、プラスチック製容器包装が 15.5%、紙製容器包装が 3.9%にとどまっており、対象 4 品目全体では家庭からの排出量の 4 分の 3 が再商品化されることなく、焼却や直接埋立て等による処理が行われている状況がみられた。

(注) 再商品化義務の対象品目は、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の 4 品目

(5) 廃棄物の適正処理の現況

一般廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、市町村に処理(収集・運搬・処分)の責任があるが、当省の調査によると、現状においては、危険性、有害性等を理由に市町村による処理が行われていない品目は多岐にわたっている。こうした品目について、市町村では、専門の民間処理事業者等に引取を依頼するよう住民に対し周知・指導を行っているものの、その最終的な処理の実態については十分に把握されていない。

(6) 国等及び地方公共団体における環境物品等の調達の現況

国等の機関の取組については、環境省の資料によると、平成 17 年度の特定調達品目(国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類)146 品目のうち、一定の基準を満たす物品等の調達率が 95%以上の品目は 135 品目であり、特定調達品目全体の 9 割に達している。

また、地方公共団体の取組については、当省の調査によると、環境物品等の調達方針の作成、調達の目標値の設定などの取組は、規模の小さい団体ほど低調となっている。

## (7) 効率性の観点からの分析

市町村のごみ処理事業の経費及びその内訳に関する当省の調査によると、ごみ処理量 1 t 当たりのごみ処理費用については、全体の 6 割強の市町村において 2 万円以上 4 万円未満の範囲にある。また、全体として、横ばいに推移している。市町村の人口規模別では、10 万人以上 30 万人未満の市町村の 1 t 当たりごみ処理費用が最も低く、それより人口規模が小さくなるに従い、また逆に大きくなるに従い、費用が高くなっている。また、一部事務組合を設立してごみ処理事業を実施している市町村の方が、設立していない市町村よりも 1 t 当たりごみ処理費用が低い。特に 3 万人以上 5 万人未満の市町村においては、一部事務組合の設立の有無により、1 t 当たりごみ処理費用に約 2.2 倍の格差がみられた。

資源化量 1 t 当たりの資源化費用については、市町村の人口規模別では、5 万人以上 10 万人未満の市町村の 1 t 当たり資源化費用が最も高くなっている。平均費用が最も高い 5 万人以上 10 万人未満の市町村と、最も低い 30 万人以上 50 万人未満の市町村との間に約 4.0 倍の大きな格差がみられた。

## 2 意見

関係行政機関においては、今回の調査の過程で把握された以下の諸課題に十分に配慮し、今後の循環型社会形成推進政策の推進を図る必要があると考える。

### (1) 天然資源の消費抑制に係る評価指標の追加

天然資源のうち自然界での再生が不可能な化石燃料系資源及び金属系資源の消費を抑制するため、現行の資源生産性の指標に加え、新たに設定すべき指標として化石燃料系資源及び金属系資源の投入量に係る指標等を検討し、これを踏まえ、循環基本計画を見直すこと。

(第 3 1(2)天然資源の消費抑制関係)

### (2) 環境負荷の低減に係る評価指標の追加

循環型社会形成推進政策の推進に当たっては、これと密接な関係にある地球温暖化対策等の分野との有機的な連携を図ることが必要である。循環型社会づくりの取組と脱温暖化社会づくりの取組を一体的に推進していくため、現行の最終処分量の指標に加え、新たに設定すべき指標として廃棄物の処理に起因する温室効果ガスの排出量に係る指標等を検討し、これを踏まえ、循環基本計画を見直すこと。

(第 3 1(3)環境負荷の低減関係)



(3) 廃棄物等の発生抑制（リデュース）の一層の促進

）一般廃棄物の発生抑制に係る取組事例の収集・分析及び情報の提供

一般廃棄物の発生抑制に関し、廃棄物の処理に係る手数料を排出者から徴収する有料化の施策は、ごみの減量に最も効果のある施策の一つであるが、有料化施策の導入後、年月が経過するに従い効果が逡減する、いわゆるリバウンドが発生する場合がある。地方公共団体の中には、多様な施策を組み合わせ実施することにより、ごみの減量に成果を上げている事例がみられることから、地方公共団体による有効な取組事例を収集・分析し、関係者に積極的に情報の提供を行うとともに、国民の意識向上及び行動の促進を図るため普及・啓発を推進すること。

（第3-2(1)循環基本法、第3-2(2)廃棄物処理法、第3-2(4)容器包装リサイクル法関係）

）廃棄物等の発生抑制に関する実態の把握及び取組目標の設定

廃棄物等の発生抑制に関しては、循環基本法において、優先順位が最も高い取組として位置付けられているが、現況に関する定量的なデータが十分ではなく、廃棄物等の発生抑制を促進するための政策手段や廃棄物等の発生抑制に関する目標が確立されていない分野がみられる。廃棄物等の発生抑制に関する実態を分野別に把握し、これを踏まえ、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定することにより、廃棄物等の発生抑制を促進すること。

（第3-2(3)資源有効利用促進法、第3-2(4)容器包装リサイクル法、第3-2(5)家電リサイクル法、第3-2(6)食品リサイクル法、第3-2(7)建設リサイクル法、第3-2(8)自動車リサイクル法関係）

(4) 循環資源の再使用（リユース）の一層の促進

循環資源の再使用に関しては、現況に関する定量的なデータが十分ではなく、循環資源の再使用を促進するための政策手段や循環資源の再使用に関する目標が確立されていない分野が多い。循環資源の再使用に関する実態を分野別に把握し、これを踏まえ、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定することにより、循環資源の再使用を促進すること。

（第3-2(1)循環基本法、第3-2(3)資源有効利用促進法、第3-2(4)容器包装リサイクル法、第3-2(5)家電リサイクル法、第3-2(7)建設リサイクル法、第3-2(8)自動車リサイクル法関係）

(5) 循環資源の再生利用（リサイクル）の一層の促進

循環資源の再生利用の促進の観点から、資源有用性の高い品目として関係

法令の対象とされているにもかかわらず、その相当部分が分別収集又は再生利用されないまま、焼却や直接埋立て等により廃棄されている品目がある。これらの品目については、関係法令の枠組みを活用すること等により、効率的な分別収集・再生利用を確保すること。

(第3-2(2)廃棄物処理法、第3-2(3)資源有効利用促進法、第3-2(4)容器包装リサイクル法、第3-2(5)家電リサイクル法関係)

循環資源の再生利用に関する現行の目標が既に達成されているにもかかわらず、その後の見直しが行われていない分野等については、再生利用の進展状況を踏まえ、目標の水準、指標の設定の在り方などについて必要な見直しを行うこと。

(第3-2(3)資源有効利用促進法、第3-2(4)容器包装リサイクル法、第3-2(5)家電リサイクル法、第3-2(6)食品リサイクル法、第3-2(7)建設リサイクル法関係)

循環資源の再生利用に関する目標が設定されていない分野については、定量的な目標等を設定することにより、循環資源の再生利用を促進すること。

(第3-2(3)資源有効利用促進法関係)

特定家庭用機器廃棄物の再商品化等料金については、各製造業者等により再商品化の取組に差異がみられるにもかかわらず、各大手家電製造業者等において、同額に設定されており、また、エアコンを除く3品目については、法施行時から変更されていない。再商品化等料金について適切性及び透明性の確保を図る観点から、各製品の再商品化費用の内訳など再商品化等料金の設定根拠に関する情報の公開を義務付けること等により、適正な原価が再商品化等料金に反映される仕組みを確保すること。

(第3-2(5)家電リサイクル法関係)

近年、アジア諸国の急速な経済成長による資源需要の増大を背景に、循環資源の国外流出が増加しており、国内のリサイクル体制への悪影響やリサイクル関連産業の停滞が懸念されているが、循環資源の国外流出の現況に関する定量的なデータは十分ではない。循環資源の国外流出の実態を把握するとともに、これを踏まえ、我が国における再生利用の安定的な実施を確保するために必要な取組を行うこと。

(第3-2(4)容器包装リサイクル法関係)

## (6) 環境負荷の大きい廃棄物の適正処理システムの確立

危険性、有害性等を理由に、市町村において処理が行われていない、環境負

荷の大きい一般廃棄物の品目について、その処理の実態を把握するとともに、これを踏まえ、適正処理困難物の品目を拡充すること等により、市町村と関連事業者等の連携の下に適正な処理システムを早急に確立すること。

(第3-2(2)廃棄物処理法関係)

(7) 環境物品等の調達の一層の推進

環境物品等の調達に関しては、取組が進展していない地方公共団体に対し、環境物品等の調達方針の作成などの取組を促進・支援するために必要な措置を講ずること。

(第3-2(9)グリーン購入法関係)



「リサイクル対策に関する政策評価」結果（概要）

政策目的	政策効果の把握結果	意見
天然資源の消費抑制	<p>【目標】（22年度） 資源生産性：12年度（約28万円／t）に比べおおむね4割向上（約39万円／t） （注）資源生産性＝実質国内総生産（GDP）／天然資源等投入量</p> <p>【現状】（16年度） 33.6万円／t（12年度比19.6%上昇）</p> <p>【分析】 これまでのところ一定の効果が発現（要因）GDPの増加と天然資源等投入量の減少 しかし、天然資源の種類別に見ると、土石系資源は大幅に減少しているが、化石燃料系資源及び金属系資源は近年、増加傾向を示し使用量の抑制が不十分</p>	<p>天然資源の消費抑制に係る評価指標の追加 新たに設定すべき指標として化石燃料系資源及び金属系資源の投入量に係る指標等を検討し、これを踏まえ、循環基本計画を見直すこと</p>
環境負荷の低減	<p>【目標】（22年度） 廃棄物の最終処分量（埋立量）：12年度（約5,600万t）に比べおおむね半減（約2,800万t）</p> <p>【現状】（16年度） 3,392万t（12年度比38.9%減少）</p> <p>【分析】 これまでのところ一定の効果が発現（要因）再生利用（リサイクル）の進展 ただし、近年、廃棄物の排出量は増加に転じ、また、今後、昭和40年代以降の建築物が建て替えの時期を迎え、建設廃棄物の排出量の増加が予測されることに留意が必要 平成17年度における廃棄物の処理に起因する温室効果ガスの排出量は、平成2年に比べ29.5%と大幅に増加</p>	<p>環境負荷の低減に係る評価指標の追加 循環型社会づくりの取組と脱温暖化社会づくりの取組を一体的に推進していくため、新たに設定すべき指標として廃棄物の処理に起因する温室効果ガスの排出量に係る指標等を検討し、これを踏まえ、循環基本計画を見直すこと</p>

【循環型社会の形成に関する各法律に基づく施策の現況】

（注）各法律の枠組みに規定されている項目については、【目標】【現状】【分析】を記載。規定されていない項目については、「-」を付した。

法律別	発生抑制（リデュース）	再使用（リユース）	再生利用（リサイクル）	適正処理	意見
循環基本法	<p>【目標】（22年度） 一般廃棄物に関し、 1人1日当たりの家庭ごみの量：12年度（約630g／人日）比約20%減 1日当たりの事業ごみの量：12年度（約10kg／日）比約20%減</p> <p>【現状】（16年度） 12年度比6.5%減（592g／人日） 12年度比8.1%減（9.1kg／日）</p> <p>【分析】 家庭ごみの発生抑制の効果が不十分 事業系ごみについては、一定の効果が発現</p>	<p>【現状】 取組の実態を表す定量的データが不十分</p>	<p>【目標】（22年度） 循環利用率：12年度（約10%）に比べおおむね4割向上（約14%） （注）循環利用率＝循環利用量／（循環利用量＋天然資源等投入量）</p> <p>【現状】（16年度） 12.7%（12年度比27%上昇）</p> <p>【分析】 これまでのところ一定の効果が発現 （要因）天然資源等投入量の減少と循環利用量の増加</p>		<p>廃棄物等の発生抑制の一層の促進 一般廃棄物の発生抑制に係る取組事例の収集・分析、情報の提供、普及・啓発を行うこと</p> <p>循環資源の再使用の一層の促進 循環資源の再使用に関する実態を把握し、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定すること</p>
廃棄物処理法	<p>【目標】（17年度中間目標） 一般廃棄物の排出量：5,100万t 産業廃棄物の排出量：4億3,900万t</p> <p>【現状】（は17年度、は16年度） 排出量：5,273万t 排出量：4億1,716万t</p> <p>【分析】 一般廃棄物 目標未達の水準で横ばい。発生抑制の効果が不十分 地方公共団体の中には、ごみの有料化を含め、多様な施策を組み合わせ、ごみの減量に成果を上げている例あり（当省調査） 産業廃棄物 目標値内で推移。一定の効果が発現</p>		<p>【目標】（17年度中間目標） 一般廃棄物：再生利用量 1,000万t、再生利用率 20.0% 産業廃棄物：再生利用量 2億500万t、再生利用率 47.0% （注）再生利用率＝再生利用量／排出量</p> <p>【現状】（は17年度、は16年度） 再生利用量 1,002万t、再生利用率 19.0% 再生利用量 2億1,386万t、再生利用率 51.3%</p> <p>【分析】 一般廃棄物 再生利用量は17年度目標を達成、再生利用率は17年度目標を未達成 産業廃棄物 再生利用量、再生利用率ともに、17年度目標を達成</p>	<p>【分析】 危険性等を理由に収集を行っていない市区町村の割合が高い品目（当省調査） 農薬（97.3%） オートバイ（95.8%） 小型ガスボンベ（94.5%）</p> <p>これらの品目の最終的な処理の実態把握が不十分（当省調査）</p>	<p>廃棄物等の発生抑制の一層の促進 一般廃棄物の発生抑制に係る取組事例の収集・分析、情報の提供、普及・啓発を行うこと</p> <p>循環資源の再生利用の一層の促進 関係法令の枠組みを活用すること等により、効率的な分別収集・再生利用を確保すること</p> <p>環境負荷の大きい廃棄物の適正処理システムの確立 市町村による処理が行われていない環境負荷の大きい一般廃棄物について、処理の実態を把握し、市町村と関連事業者等の連携の下に適正な処理システムを確立すること</p>

法律別	発生抑制（リデュース）	再使用（リユース）	再生利用（リサイクル）	適正処理	意見
資源有効利用促進法	<p>【現状】 取組の実態を表す定量的データが不十分</p>	<p>【現状】 取組の実態を表す定量的データが不十分</p>	<p>【目標】 紙製造業（古紙利用率）（17年度）：60% ガラス容器製造業（カレット利用率）（17年度）：80% パソコン（再資源化率）（15年度） デスクトップ 50%、ノートブック 20%、ブラウン管式表示装置 55%、液晶式表示装置 55% 密閉形蓄電池（再資源化率）（毎年度） 小型制御弁式鉛 50%、ニカド 60%、ニッケル水素 55%、リチウムイオン 30% （注）再資源化率 = 再資源化量 / 処理量</p> <p>【現状】（17年度） 60.4% 91.3% デスクトップ 75.2%、ノートブック 53.2%、ブラウン管式表示装置 76.9%、液晶式表示装置 66.3% 小型制御弁式鉛 50.0%、ニカド 73.2%、ニッケル水素 76.5%、リチウムイオン 63.0%</p> <p>【分析】 法令に定める目標を達成 再生資源の利用促進に取り組むべき製品（指定再利用促進製品）のうち、再資源化を行うことなく焼却や直接埋立等により処理している市区町村の割合が高い品目（当省調査） 携帯電話・PHS（47.9%）、電気歯ブラシ（43.1%）、血圧計（43.0%） いずれも密閉形蓄電池（指定再資源化製品）を部品として使用</p>		<p>廃棄物等の発生抑制の一層の促進 廃棄物等の発生抑制に関する実態を把握し、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定すること</p> <p>循環資源の再使用の一層の促進 循環資源の再使用に関する実態を把握し、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定すること</p> <p>循環資源の再生利用の一層の促進 再生利用の進展状況を踏まえ、定量的な目標等の設定又は目標の水準、指標の設定の在り方等の見直しを行うこと 関係法令の枠組みを活用すること等により、効率的な分別収集・再生利用を確保すること</p>
容器包装リサイクル法	<p>【現状】 取組の実態を表す定量的データが不十分</p> <p>【分析】 家庭系容器包装廃棄物（法定4品目）の排出量（16年度）（当省推計） 803万 t（12年度（806万 t）比0.4%減と横ばい） 発生抑制の効果が不十分</p>	<p>【現状】 取組の実態を表す定量的データが不十分</p> <p>【分析】 リターナブルびんを分別収集している市町村の割合は約4分の1（当省調査）</p>	<p>【現状】（16年度） 再商品化義務の対象4品目の再商品化量の推移 ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装とも増加傾向</p> <p>【分析】 再商品化義務の対象4品目の再商品化率（当省推計） ガラスびん 55.6%、ペットボトル 46.6%、プラスチック製容器包装 15.5%、紙製容器包装 3.9% 対象4品目の総排出量の4分の3が再商品化されることなく焼却・直接埋立等により処理 （注）再商品化率 = 再商品化量 / 排出量</p> <p>ペットボトル由来のくずの輸出量は増加傾向（当省推計）。国内のリサイクル体制への悪影響が懸念</p>		<p>廃棄物等の発生抑制の一層の促進 一般廃棄物の発生抑制に係る取組事例の収集・分析、情報の提供、普及・啓発を行うこと 廃棄物等の発生抑制に関する実態を把握し、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定すること</p> <p>循環資源の再使用の一層の促進 循環資源の再使用に関する実態を把握し、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定すること</p> <p>循環資源の再生利用の一層の促進 再生利用の進展状況を踏まえ、目標の水準、指標の設定の在り方等の見直しを行うこと 関係法令の枠組みを活用すること等により、効率的な分別収集・再生利用を確保すること 循環資源の国外流出の実態を把握し、国内の再生利用の安定的な実施の確保に取り組むこと</p>
家電リサイクル法	<p>【現状】 取組の実態を表す定量的データが不十分</p> <p>特定家庭用機器（法定4品目）の使用年数（18年度） エアコン 14.08年（13年度比 0.10年増） テレビ 13.01年（同 0.46年増） 冷蔵庫・冷凍庫 14.96年（同 1.57年増） 洗濯機 11.86年（同 0.60年増）</p>	<p>【現状】 取組の実態を表す定量的データが不十分</p>	<p>【目標】（最低基準） 特定家庭用機器（法定4品目）廃棄物の再商品化率 エアコン 60%、テレビ 55%、冷蔵庫・冷凍庫 50%、洗濯機 50% （注）再商品化率 = 再商品化重量 / 廃棄物の重量</p> <p>【現状】（18年度） エアコン 86.0%、テレビ 77.3%、冷蔵庫・冷凍庫 71.4%、洗濯機 79.1%</p> <p>【分析】 法令に定める目標を達成 4家電の再商品化等料金は、各製造業者等により再商品化の取組に差異がみられるにもかかわらず、大手業者の間において同額に設定 特定家庭用機器以外の主要な家電製品について、約3割の市区町村が再資源化を行うことなく、焼却や直接埋立等により処理（当省調査）</p>	<p>【現状】 取組の実態を表す定量的データが不十分</p>	<p>廃棄物等の発生抑制の一層の促進 廃棄物等の発生抑制に関する実態を把握し、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定すること</p> <p>循環資源の再使用の一層の促進 循環資源の再使用に関する実態を把握し、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定すること</p> <p>循環資源の再生利用の一層の促進 再生利用の進展状況を踏まえ、目標の水準、指標の設定の在り方等の見直しを行うこと 各製品の再商品化費用の内訳など、再商品化等料金の設定根拠に関する情報の公開を義務付けること等により、適正な原価が再商品化等料金に反映される仕組みを確保すること 関係法令の枠組みを活用すること等により、効率的な分別収集・再生利用を確保すること</p>

法律別	発生抑制（リデュース）	再使用（リユース）	再生利用（リサイクル）	適正処理	意見
食品リサイクル法	<p>【現状】（17年度） 食品廃棄物等の発生量 食品産業全体 1,136万t(13年度(1,092万 t)比4.1%増) （業種別内訳） 食品製造業 495万t（同 6.6%増） 食品卸売業 74万t（同 2.8%増） 食品小売業 263万t（同11.6%増） 外食産業 304万t（同 5.0%減）</p> <p>【分析】 発生抑制の効果が不十分</p>		<p>【目標】（18年度） 食品循環資源の再生利用等実施率：20% （注）再生利用等実施率 = (廃棄物の発生抑制量 + 再生利用量 + 減量) / (廃棄物の発生抑制量 + 廃棄物の発生量) 減量量：脱水、乾燥等により、食品廃棄物等の量を減少させた量</p> <p>【現状】（17年度） 再生利用等実施率 食品産業全体 52.0%（食品製造業80.6%、食品卸売業60.8%、食品小売業30.9%、外食産業21.4%） 目標達成事業者の割合 食品産業全体 18%（食品製造業22%、食品卸売業18%、食品小売業17%、外食産業10%）</p> <p>【分析】 目標を達成している事業者の割合は2割未満 事業者による取組が進まない要因（当省調査） 市町村の焼却等処理料金が再生利用事業者の料金より低額の場合には再生利用の取組に抑制的に作用 等</p>		<p>廃棄物等の発生抑制の一層の促進 廃棄物等の発生抑制に関する実態を把握し、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定すること</p> <p>循環資源の再生利用の一層の促進 再生利用の進展状況を踏まえ、目標の水準、指標の設定の在り方等の見直しを行うこと</p>
建設リサイクル法	<p>【現状】（17年度） 建設廃棄物の排出量 7,700万t(12年度(8,473万 t)比9.1%減)</p> <p>【分析】 今後、昭和40年代以降の建築物が建て替え時期を迎え、排出量の増加が予測されることに留意が必要</p>	<p>【現状】 取組の実態を表す定量的データが不十分</p>	<p>【目標】（22年度） 建設資材廃棄物の再資源化等率：95% （注）再資源化等率 = (再資源化量 + 縮減量) / 排出量 再資源化量：建設廃棄物が資材又は原材料として利用された量又は熱を得ることに利用された量 縮減量：焼却等により建設廃棄物の大きさ、体積が減少された量</p> <p>【現状】（17年度） コンクリート塊98.1%、アスファルト・コンクリート塊98.6%、建設発生木材90.7%</p> <p>【分析】 建設発生木材を除き、法令に定める目標を達成</p>	<p>【現状】 取組の実態を表す定量的データが不十分</p>	<p>廃棄物等の発生抑制の一層の促進 廃棄物等の発生抑制に関する実態を把握し、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定すること</p> <p>循環資源の再使用の一層の促進 循環資源の再使用に関する実態を把握し、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定すること</p> <p>循環資源の再生利用の一層の促進 再生利用の進展状況を踏まえ、目標の水準、指標の設定の在り方等の見直しを行うこと</p>
自動車リサイクル法	<p>【現状】 取組の実態を表す定量的データが不十分</p>	<p>【現状】 取組の実態を表す定量的データが不十分</p>	<p>【目標】（最低基準） 使用済自動車の再資源化率 シュレッダーダスト 30%（17年度～21年度） エアバック類 85%（17年度～）</p> <p>（注）再資源化率 = 再資源化重量 / 引取重量 再資源化量：特定再資源化物品を原材料又は部品又は燃焼の用に供した量</p> <p>【現状】（17年度） シュレッダーダスト：各社とも47.7%～70.0% エアバック類：各社とも93.0%以上</p> <p>【分析】 法令に定める目標を達成</p>	<p>【現状】 取組の実態を表す定量的データが不十分</p>	<p>廃棄物等の発生抑制の一層の促進 廃棄物等の発生抑制に関する実態を把握し、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定すること</p> <p>循環資源の再使用の一層の促進 循環資源の再使用に関する実態を把握し、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定すること</p>

グリーン購入法	<p>【目標】 国等による特定調達物品等の調達率：100%</p> <p>【現状】（17年度） 調達率95%以上の特定調達品目 135品目(特定調達品目146品目の9割)</p> <p>（注）特定調達品目：国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類 特定調達物品等：特定調達品目ごとに定められた一定の基準を満たす環境物品等</p> <p>【分析】 国等については進展 地方公共団体における調達方針の作成状況（当省調査） 都道府県 100%、政令市 91.7%、市区 43.9%、町村 13.3% 規模の小さい団体ほど取組が低調</p>				<p>環境物品等の調達の一層の促進 取組が進んでいない地方公共団体に対し、環境物品等の調達方針の作成などの取組を促進・支援するために必要な措置を講ずること</p>
---------	---	--	--	--	---